

# 電話番号・電話転送サービスに関する連絡会 (第9回) に向けた事業者ヒアリング事項

September 15<sup>th</sup>, 2022

Rakuten Mobile, Inc.

## 1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化

### 【卸契約であることを特定した契約】

- ① 提供先が番号認定を受けていることの確認
- ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意

### 【卸契約であることを特定しない契約】

- ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請

#### 質問

1) - 1 ①～③について、現時点で、どのような対応を行うことを想定しているか。

1) - 2 上記の対応について、契約書（または契約約款）の条項の追加または契約に紐付く書類の追加による対応ではない場合、どういった理由に基づくものか。

1) - 3 契約書（または契約約款）のモデル条項や追加書類の総務省フォーマットの作成の必要性の有無及びその理由について伺いたい。

※「卸契約であることを特定した契約」及び「卸契約であることを特定しない契約の場合」を分けて回答すること。また状況に応じて対応が異なる場合、複数回答とすること。（案や意見が複数ある場合も複数回答可能）

#### 回答/意見

本件に関しては、楽天モバイルの100%子会社である、楽天コミュニケーションズと連携して対応を行っていく予定です。

## 2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であること の利用者への注意喚起方法

質問	回答/意見
2) - 1 効果的な注意喚起方法に関する提案があれば伺いたい。	総務省様のHPによる告知だけではなく、 契約締結時における提供元事業者から提供先事業者への 注意喚起等も行うことが良いかと存じます。
2) - 2 注意喚起に関して、各社統一的な対応を行うことについて意見があれば伺いたい。	各社統一的な対応を行う取り組み自体については、 特段異論はございません。

### 3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度

質問	回答/意見
<p>3) - 1 認定者リスト公表にあたり、今回の改正で報告規則に記載している、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（中略）の氏名又は名称</li><li>・当該電気通信事業者の法人番号</li><li>・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号</li><li>・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）</li></ul> <p>の種別に加えて、公表すべき事項があれば理由（特に不正利用防止の観点）とともに伺いたい。</p>	<p>「電気通信事業者が提供している役務」についても公表いただきたいです。 卸すサービスの役務が正しく届出されているかを確認することで、不正の防止につながるのではないかと考えます。</p>
<p>3) - 2 認定者リストについては提供先への確認の際への照合で使うことが想定されるが、どの程度での頻度の更新が望ましいと考えられるか。</p>	<p>速やかに確認が必要な場合が考えられるため、月次での更新等、速やかに確認できる状況が望ましいと考えます。</p>

## 4) 既存契約に対する対応

質問	回答/意見
<p>4) - 1 連絡会で示した「既存契約に対する提供ルールの適用の基本的な考え方(案)」について、意見があれば伺いたい。</p>	<p>(1) にて回答した通り、楽天コミュニケーションズと連携し対応いたします。</p>

**Rakuten** Mobile